

VI 在宅歯科医療連携室整備事業

1 目的

この事業は、在宅歯科医療における医科や介護等の他分野との連携を図るための窓口を設置することにより、住民や在宅歯科医療を受ける者・家族等のニーズに応え、地域における在宅歯科医療の推進および他分野との連携体制の構築を図ることを目的とするものである。

2 事業の実施主体

この事業の実施主体は都道府県とする。

3 事業内容

この事業の内容は、都道府県が行う（1）及び（2）の事業とする。ただし、都道府県は外部の専門機関等に委託することができるものとする。

（1）在宅歯科医療の推進及び他分野との連携体制を構築する観点から、在宅歯科医療連携室を設置する。

なお、在宅歯科医療連携室を設置・運営する際には以下の点に留意すること。

- ・在宅歯科医療連携室の設置に関しては、在宅歯科医療と他分野との連携体制が構築できる適当な場所を活用すること。
- ・在宅歯科医療連携室の運営に関しては、住民や他団体（職種）を含めて定期的に検討や評価を行うこと。

（2）地域の実情に応じて、在宅歯科医療連携室において、在宅歯科医療の推進及び他分野との連携構築に資する以下の業務を、計画的かつ効果的に行うものとする。

- ア 医科・介護等との連携・調整に関する業務
- イ 在宅歯科医療希望者の窓口に関する業務
- ウ 在宅歯科医療や口腔ケア指導者等の実施歯科診療所等の紹介に関する業務
- エ 在宅歯科医療機器の貸出に関する業務
- オ 地域における喫緊の課題であり、住民や在宅歯科医療を受ける者・家族等から要望が寄せられている事項及び広報に関する事業